

ハラスメント防止のための会員向けメッセージ

身体均整師会会員のみなさま

私たち身体均整師会では、全員が安心して参加できる環境を作ることが最も重要だと考えています。そのために、以下の点にご注意いただき、ハラスメント防止にご協力ください。

自分がハラスメントを行わないために

教育と意識向上：定期的にハラスメント防止に関する情報をメールマガジンや会報でお届けしますので、アンテナを張って最新の知識や対策を学びましょう。受けた人がハラスメントだと感じたら、その時点でハラスメントです。うっかり加害者にならないように気をつけましょう。

適切な言葉遣い：言葉遣い、特にジョークや軽口が他人にどのように受け取られるかを考えて注意してください。

セルフチェック：自分の言動を振り返り、無意識にハラスメントを行っていないか確認しましょう。

ハラスメントを受けた時の対応策

速やかに報告：ハラスメントを受けた場合、信頼できる担当者（理事・監事・支部長）に報告してください。

証拠の記録：ハラスメントの証拠を記録しておきましょう。メールやメッセージの保存、日時や内容のメモを取るなどが有効です。

サポートを求める：専門の相談窓口やカウンセリングサービスを利用し、心理的なサポートを受けてください。具体的には、厚生労働省がまとめている外部の相談窓口もあります(明るい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/inquiry-counter>)。

第三者としての役割

介入する勇気：ハラスメントを目撃した場合、積極的に介入して止めましょう。被害者の味方になり、サポートすることが大切です。

相談・報告：ハラスメントを認識した場合、信頼できる担当者（理事・監事・支部長）に報告し、問題が解決されるように協力しましょう。

その他気をつけること

コミュニケーションの促進：開かれたコミュニケーションを促進し、ハラスメントに対する意識を高めましょう。全員が安心して意見を言える環境作りにご協力ください。

多様性の尊重：多様な背景や価値観を持つ人々が集まることを理解し、互いの違いを尊重する文化を育みましょう。

具体例として

- ・ 施術シチュエーション以外で身体に触れることは、ほとんどの場合はセクシャルハラスメントになります。
- ・ 施術の一環であっても、触れてよい箇所とそうでない箇所の境界についての判断は、相手方にあることを絶対に忘れてはいけません。
- ・ 同意なく施術を行ってはいけません。講習会や練習会等においても、お互いの同意のもとで練習を行いましょう。プライベートゾーンやその周辺に触れた場合は、重大なセクシャルハラスメントにあたります。同性同士でもセクシャルハラスメントと判断される場合があることを認識しましょう。
- ・ 本人の意思を確認せずに一方的な施術や指導を行うことは、基本的にはハラスメントです。
- ・ ハラスメントを受けたかもしれないと感じた場合は、すぐにその場を離れましょう。その場でも後からでも信頼できる担当者（理事・監事・支部長）に相談しましょう。
- ・ ハラスメントについての相談に「あなたの脇が甘いから」といった被害者を追い詰める発言も、ハラスメント（セカンドハラスメント）になります。ご自身の生きてきた知恵と相手方の苦境を混同しないように注意しましょう。
- ・ 外見に対する不躰なコメントもハラスメントになりがちです。貶める言葉はもちろん、褒め言葉のつもりで余計なことを言ってしまう場合もあります。体型への言及が必要な際も細心の注意を払ってください。

私たち全員で協力して、ハラスメントのない安全で快適な環境を作り上げていきましょう。執行部（専任理事）といたしましては、ハラスメント対策の効果を定期的に見直し、必要に応じて改善してまいります。また、今後ハラスメント防止のポリシーやガイドラインを作成して全員で共有し、周知徹底できるよう努力を重ねてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

敬具

一般社団法人 身体均整師会
会長 田 渕 裕 二